

豊橋市監査公表第9号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年9月30日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	星野隆輝
同	二村真一

包括外部監査の監査結果に基づく措置結果（平成29年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
上下水道局	総務課	25	意見	アセットマネジメントの次期「豊橋市上下水道ビジョン」への織り込みについて	アセットマネジメントを織り込んで令和3年3月に「豊橋市上下水道ビジョン2021-2030」の策定を行った。	R3.1.5
	総務課	29	意見	「豊橋市上下水道ビジョン」における目標値の設定理由の明示及び目標となる指標の充実について	令和3年3月策定の「豊橋市上下水道ビジョン2021-2030」において、目標ごとの指標の項を設け関連性を明らかにするとともに、各目標に複数の指標を設定し充実を図った。	R3.1.5
	営業課	29	意見	「豊橋市上下水道ビジョン」における目標値の設定理由の明示及び目標となる指標の充実について	同上	R3.1.5
	浄水課	29	意見	「豊橋市上下水道ビジョン」における目標値の設定理由の明示及び目標となる指標の充実について	同上	R3.1.5
	水道管路課	29	意見	「豊橋市上下水道ビジョン」における目標値の設定理由の明示及び目標となる指標の充実について	同上	R3.1.5
	下水道施設課	29	意見	「豊橋市上下水道ビジョン」における目標値の設定理由の明示及び目標となる指標の充実について	同上	R3.1.5
	下水道整備課	29	意見	「豊橋市上下水道ビジョン」における目標値の設定理由の明示及び目標となる指標の充実について	同上	R3.1.5
	総務課	37	意見	残業時間削減に実効性のある施策の実施について	平成30年度以降、毎年36協定を締結し、時間外勤務に関して時間数の上限を定めるようにした。 平成31年4月1日に豊橋市役所働き方改革の推進として時間外勤務に関する指針が示され、働き方改革実践マニュアルが策定された。 また、令和元年度中に適正な人員配置を検討し、時間外削減のため機動的配置による増員を行うとともに、豊橋市上下水道局処務規程を豊橋市予算決算会計規則及び豊橋市決裁規程との整合を図りながら、不要な合議の廃止や軽易な案件を担当課で決裁できるよう見直すなど、残業時間削減に実効性のある施策は実施済みである。	R3.1.5
	総務課	42	意見	バイオマス利活用センター運営事業のVFM計算において採用する割引率の妥当性について	本事業の割引率は、内閣府が公表している「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」に従い国債平均利率を用いて算定を行ったものであり、割引率の設定は適正であったことを確認した。	R3.1.5
	営業課	45	指摘事項	前提条件の変化を踏まえた手数料の定期的な見直しについて	算出根拠を明確にして、見直しに必要な項目を整理した。 毎年度、変動する人件費等を用いて試算し、見直しが必要かを判断することとした。	R3.1.5

包括外部監査の監査結果に基づく措置結果（平成29年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
上下水道局	営業課	46	意見	雨水・汚水による汚水量の申告の周知徹底について	雨水・井戸水を下水道に排出する工事や下水道の使用開始の申請を受付する際には、必ず申告をするように指導している。また、人数認定の変更があるかを確認する通知を、時期を定めて送ることにより周知を徹底することとした。 ホームページには、雨水・井戸水を下水道に流すと使用料が発生する解説を、より分かり易いよう見直し掲載した。	R3.1.5
	営業課	49	指摘事項	他都市との比較による検針業務の単価の検討について	令和元年度中に令和2年4月からの包括業務委託の業務に検針業務を含め公募型プロポーザルにより業者決定・契約を行った。積算の内訳を確認すると、検針業務を包括業務委託に含めることによるスケールメリットにより、要綱で定めていた検針単価よりも安価にできた。従来的一般検針単価の比較では他都市より高い水準だったが、包括業務委託に含めることにより積算単価では他都市より高額な結果にはならなかった。	R3.1.5
	営業課	51	指摘事項	予定価格の積算根拠の明確化について（検針業務）	専門性があり、独自での予定価格の算定は困難であるため、令和2年度からの包括業務委託の公募型プロポーザルの際は、債務負担行為(限度額)を設定する際に3者から見積りをとり、その中で真ん中の金額を限度額に設定した。予定価格については、提案見積りの積算を確認し、業務提案の内容と提案見積りの積算内訳を確認し設定した。	R3.1.5
	総務課	61	指摘事項	有効活用の可能性が高い未利用資産の有効活用について（小池給水所）	令和3年度以降に売却または賃貸による活用を行うことと決定した。	R3.1.5
	浄水課	61	指摘事項	有効活用の可能性が高い未利用資産の有効活用について（小池給水所）	同上	R3.1.5
	下水道施設課	66	意見	修繕履歴データに基づく、設備の予防保全の仕組みの構築について	ストックマネジメント計画の中で整備内容を決定する際に、修繕履歴データを参照することとした。	R3.1.5
	下水道施設課	73	意見	積極的な長寿命化の検討によるライフサイクルコスト削減の最大化について（長寿命化計画の課題）	ストックマネジメント計画を策定する中で、整備内容を予防保全型や事後保全型に振り分け、さらに優先度や整備事業費のバランスを考慮することにより、整合性を高め、ライフサイクルコスト削減の最大化を図った。 今後は同計画に基づいて整備を進めるとともに、効果的検証を継続的に実施していく。	R3.1.5
	水道管路課	75	指摘事項	管路施設の管種や敷設環境に応じた経済的耐用年数の設定について	令和2年度に水道管路耐震化・更新計画の中で更新の基準となる管種別更新基準年数を設定した。	R3.1.5

包括外部監査の監査結果に基づく措置結果（平成29年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
上下水道局	水道管路課	77	指摘事項	管路施設の年度ごと地域ごと目標達成度合いの検討について	令和2年度に水道管整備計画の中で、事業全体の目標値を定めた。また、年度ごとに実施状況を検証し目標達成に向け事業の進捗を図っていく。	R3.1.5
	下水道整備課	79	意見	投資に係る財源確保策の検討及び将来の収支予測のシミュレーションの実施について（管渠施設の長期的な維持管理と将来収支予測）	次期ビジョンの策定に合わせ、事業規模の調整と収支予測のシミュレーションを実施した。	R3.1.5
	総務課	89	指摘事項	事業に使用不可能な資産に係る有姿除却の検討について	令和2年度に対象資産を有姿除却することと決定した。	R3.1.5
	総務課	90	意見	売却可能な固定資産に係る撤去費用の取扱いについて	令和2年度に撤去費用を算定した。	R3.1.5
	浄水課	90	意見	売却可能な固定資産に係る撤去費用の取扱いについて	同上	R3.1.5
	総務課	90	意見	各科目に対する事務費の合理的な算定根拠の明確化について	現行の豊橋市上下水道ビジョンが令和2年度までの計画であり、計画期間内の事業費の一貫性を保つため、令和2年度決算までは従前の方法により事務費を按分することとし、次期計画期間の初年度である令和3年度決算から、下水道事業と同様に、事務費を事業費決算額により按分することとした。	R3.1.5
	総務課	91	意見	固定資産の減価償却における残存価額の検討について	公営企業においては、会計の連続性が重視されている。昭和初期以来資産を形成してきたことから、現有資産を1円まで償却すると、一時的な負担が大きくなり過ぎるため、検討の結果、従前通りの償却方法を継続することと決定した。	R3.1.5
	営業課	93	意見	メーターの台数に係るデータ間の整合性について（固定資産台帳台数と課金台数の不一致）	台数の不一致の原因は、局内在庫台数（補修のためのメーカー送り待ち台数及び出庫待ちメーターの台数）の把握が不十分であったこと、また固定資産台帳（水道事業に企業会計が適用されたのは昭和28年度であるが固定資産台帳の登録は昭和31年度以前の登録がない）の記載漏れであったことを確認した。現在は毎月、補修・新品メーター、使用済みメーター、現地設置のメーターの数量を把握することで台数の不一致は解消している。 また取り替えるメーターの将来数を抽出し、年度ごとの戸数の増加予測率を掛けることで総メーター数を予測し、この予測を基に給水帯数の増減による余剰在庫が発生しないように補修及び購入を行うことと決定した。	R3.1.5

包括外部監査の監査結果に基づく措置結果（平成29年度）

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知 年月日
上下水道局	総務課	95	意見	決算におけるPCB処理費用の見積り計上について	把握しているPCB使用機器については、PCB特措法に則り令和2年度中に全ての処分が完了し、保有在庫及び見積り計上の必要は無くなった。 今後、メーカーによる情報提供等により発覚した機器については、随時予算対応していく。	R3. 1. 5
	総務課	98	意見	公営企業会計導入におけるコスト算定を踏まえた使用料の見直しの検討について	公共下水道と地域下水道では、汚水処理や維持管理費にかかるコストに違いがあるため、受益者負担の適正化・公平化を図り、公共下水道事業と地域下水道事業で個別の使用料とした使用料改定を、平成31年3月より実施した。 なお、改定においては、老朽化した施設の更新需要の高まりや、高機能化に伴う更新費用の増大分の確保を踏まえ、資産維持費を使用料対象経費に算入した。	R1. 12. 27